

第7章 火山災害対策計画

第7章 火山災害対策計画

第1節 基本方針

噴火、降灰(礫)、溶岩流、火山ガス、泥(土石)流、火砕流及び地殻変動等、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれのある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、道、火山周辺市町村(本章第2節第3に定める火山周辺市町村をいう。以下「周辺市町村」という。)及び防災関係機関が実施する予防並びに応急対策は、次に定めるところによる。

第2節 火山の概況

第1 火山の現状

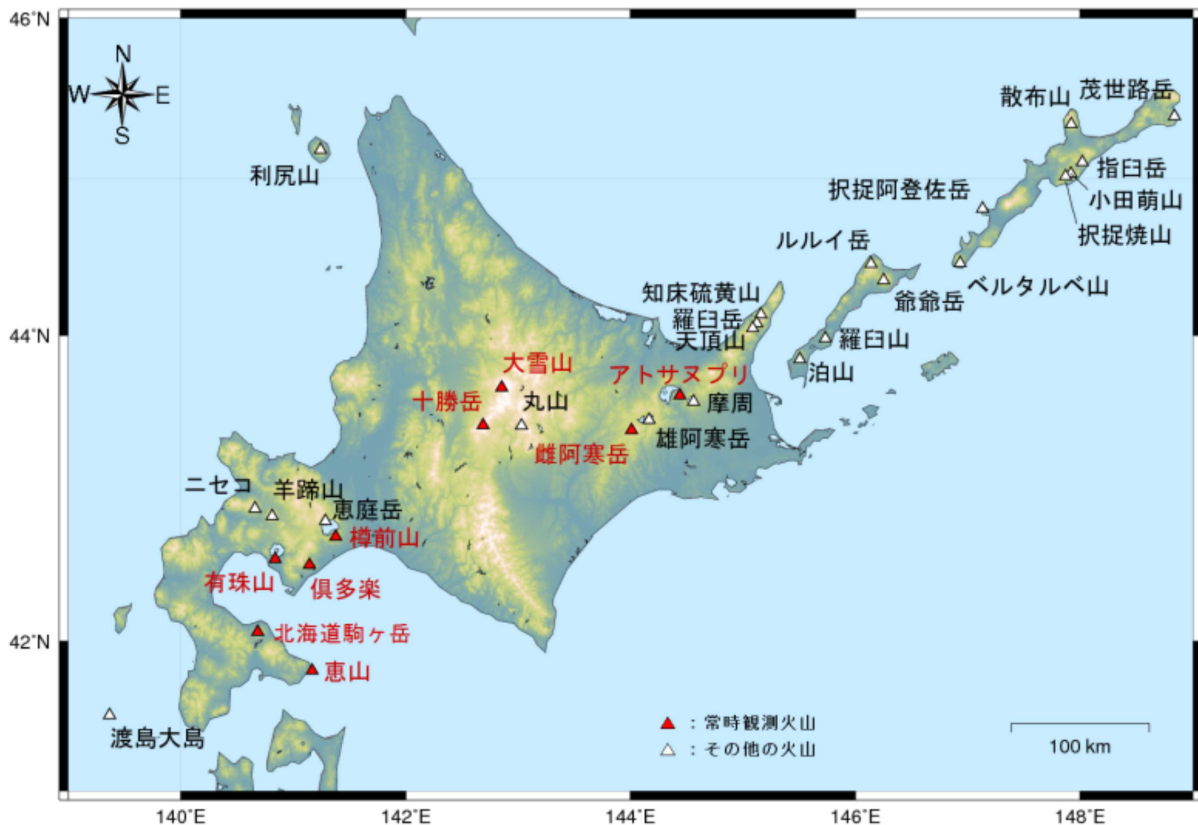
北海道における活火山は、別表のとおり常時観測火山9火山と、その他の火山22火山(北方領土の11火山を含む)の計31火山が存在しており、図示すれば次のとおりである。

(別表)

北海道の活火山

区分	火山名
常時観測火山	アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山
その他の火山	知床硫黄山、羅臼岳、天頂山、摩周、雄阿寒岳、丸山、恵庭岳、渡島大島、羊蹄山、ニセコ、利尻山、茂世路岳、散布山、指臼岳、小田萌山、択捉焼山、択捉阿登佐岳、ベルタルベ山、ルルイ岳、爺爺岳、羅臼山、泊山

活火山分布図



第2 過去の火山活動

1 常時観測火山

(1) アトサヌプリ

屈斜路カルデラのほぼ中央部を占める直径4kmのアトサヌプリカルデラの内外には、数多くのデイサイト質の溶岩ドーム群が形成されており、周囲には火砕流や火砕サージ堆積物が分布する。狭義のアトサヌプリは、川湯硫黄山とも呼ばれている中央の新时期溶岩ドーム群で、溶岩ドーム頂部には数百年前の噴火で形成されたと推測される、直径150mの熊落とし火口が開口している。かつて硫黄が採掘されたことがある。

アトサヌプリ周辺では、時々有感地震を含む地震活動の活発化が見られる。1994年にはマグマ貫入による地殻変動が観測された。アトサヌプリドームの山体北側の噴気孔群では活発な噴気活動が続いており、高温かつ有毒な火山ガスに注意する必要がある。

火口周辺には、観光施設、遊歩道等があり、防災上の配慮が必要である。

(2) 雌阿寒岳

雌阿寒岳では、昭和初頭以来、1927、1951～1952、1954年に東麓で鳴動や有感地震が発生した後、1955年11月19日ポンマチネシリ火口から噴火し、1960年まで噴火を繰り返した。

また、隣接する中マチネシリ火口でも1957～1966年に数回の小噴火が発生した。その後、一時静穏状態にあったが、1988年1～2月、1996年11月および1998年11月にポンマチネシリ火口南縁、2006年3月に赤沼火口と北西斜面、2008年11月にポンマチネシリ火口南縁でごく小規模な噴火が発生している。最近の噴出物の詳しい調査によると、雌阿寒岳は過去3万年の間に、4回の大規模な活動期があり、多量の火砕流や溶岩流を山麓に押し出したことが分かっている。

最も新しい大規模な活動があった数百年前には、ポンマチネシリ火口を形成した。現在も噴煙活動が活発で、高温かつ有毒な火山ガスに注意する必要がある。

(3) 大雪山

安山岩質・デイサイトからなる20以上の成層火山や溶岩ドームから成り立つ複合火山で、そのうち8峰は環状に配列している。この中央には直径約2kmの小型カルデラ「御鉢平」があり、有毒温泉として知られる噴気活動や温泉湧出がみられる。硫化水素ガスによる登山者の死亡事故も発生している。最高峰旭岳は、御鉢平カルデラの南西方向に最も新しく噴出した成層火山で有史以降の噴火の記録はないが、火山灰調査から最新の噴火は250年前以降と推定されている。西に開いた爆裂火口内では、かつて硫黄が採掘された。

現在も活発な噴気活動が続いており、高温かつ有毒な火山ガスに注意する必要がある。

火口周辺には、登山道、観光施設等があり、防災上の配慮が必要である。

(4) 十勝岳

十勝岳では江戸時代末期の安政年間以来、1857、1887、1926、1962および1988～1989年の5回顕著な噴火が発生している。1926年の噴火では、中央火口丘「丸山」が爆発で崩壊、高温岩屑なだれが発生し、残雪を溶かして大規模な火山泥流を誘発した結果、上富良野などで144名が犠牲となった。1962年の噴火では、火口近くの硫黄鉱山宿舎で、噴石のため死者5名、負傷者11名の災害となった。この噴火は歴史時代の噴火中最大規模で、噴煙は10km以上に達し、風下の広い地域で耕地や森林に被害を与えた。1988～1989年の噴火は、爆発的で火砕流や火砕サージを繰り返したが、規模は小さかった。最近では、2004年にごく小規模な水蒸気噴火が発生した。歴史時代の噴火は、すべてグラウンド火口域で発生している。

最近の噴出物などの調査によると、過去4700年の間も活発な火山活動を繰り返し、溶岩流の流出や火砕流を生じている。また、この間7回の火山泥流が発生したとされている。

噴煙活動が活発で、高温かつ有毒な火山ガスにも注意する必要がある。

(5) 樽前山

樽前山は、1667年の大噴火以降活発な活動を繰り返している。特に1667年および1739年の2回の噴火は、わが国の火山の歴史時代の噴火中でも最大規模であり、火砕流が支笏湖へ流入したり、太平洋沿岸まで達した。また、降下軽石が千歳～苫小牧の平野部に1～2mの厚さで堆積した。このため当時のアイヌ民族社会は甚大な影響をうけた。それ以降の噴火では、溶岩ドームの形成と破壊を繰り返している。現在のドームは、1909年の噴火によって形成されたものであるが、1917～1936年および1944～1955年に小噴火が頻発し、ドームの破壊が進んだ。その後しばらく活動は静穏であったが、1978～1981年に再び小噴火があった。

1990年代後半からは群発地震が発生したり、1999年以降、それまで200℃台であった火口温度が600℃以上に上昇するなど活発な状態が続いている。噴煙活動が活発で、高温かつ有毒な火山ガスにも注意する必要がある。樽前山の噴火は大規模な軽石噴火になりやすい特徴があり、風下に空港や都市圏が控えているので、防災上重要な火山である。

(6) 倶多楽

倶多楽火山は、8～4万年前の数回の大規模な火砕流噴火、溶岩ドームや成層火山体の形成を特徴とする火山群である。最後の火砕流噴火で生じた直径3kmの円形のカルデラが現在の倶多楽湖である。約1万年前頃から西麓で、日和山溶岩ドーム、地獄谷および大湯沼の2つの爆裂火口を形成した。また、小規模な火口地形は10数カ所に及ぶ。有史以降の噴火の記録はないが、火山灰調査によると最近数千年に顕著な水蒸気爆発が少なくとも8回発生しており、最近の噴火は約200年前と推定されている。現在も大湯沼～地獄谷では熱水活動が活発で、2007年以降、大正地獄で小規模な熱湯噴出が断続的に継続している。高温かつ有毒な火山ガスへの注意が必要であり、火口の地熱域では熱傷事故の危険がある。

火口近傍には温泉街があり、防災上の配慮が必要である。

(7) 有珠山

一万年以上にわたる長期間の休止活動の後、有珠山は1663年の大噴火以降、最近の活動を再開した。この後、17世紀末頃、1769、1822、1853、1910、1944、1977～1978年に噴火があり、ほぼ30～50年毎に噴火活動を繰り返してきたが、2000年3月に前回の噴火から23年の間隔で噴火が発生した。このうち江戸時代の3回の噴火では、本格的な火砕流が発生した。1769年の噴火では長流川沿いで家屋が焼失し、1822年の噴火による火砕流では、現在の虻田町入江で火砕サージにより103名の犠牲者と多数の負傷者がでる惨事となった。小規模な火砕サージは、1944年および1978年の噴火においても、繰り返し発生している。最近の噴火では、火口からの熱泥流(1910年死者1名)火山灰による窒息(1944年死者1名)、降雨による泥流(1978年死者3名)等の人的被害の他、降灰、泥流、地殻変動、地震等による建物、耕地、森林等の被害があった。

2000年3月からの噴火活動では4日間の前兆地震の後、西山西麓および金比羅山地域で噴火を開始し、マグマ水蒸気噴火に続き、主に水蒸気噴火を頻繁に繰り返した。噴火前からの地震活動や地殻変動観測により、山体の北西部での噴火の可能性が予測され、緊急火山情報が噴火前に初めて発表されたこともあって住民の避難が徹底された。

このため、新火口群が住民の生活圏に近かったにもかかわらず人的被害をまぬがれた。

しかし、地殻変動、噴石、熱泥流などにより、ライフラインや建造物、主要交通網等は大きな被害を受けた。7月末にはマグマの上昇はほぼ停止し、火山噴火予知連絡会は2001年5月28日に今回のマグマ活動が終息したと判断されると発表した。

有珠山のマグマはデイサイト質で、爆発性が高く火砕流や溶岩ドームを伴いやすい。江戸時代の噴火で、大有珠、小有珠、おがり山等の溶岩ドームを生成し、今世紀も明治新山(1910年)昭和新山(1943～1945年)および有珠新山(1977～1982年)と溶岩ドームや潜在ドームの生成を続けている。噴火の前兆として、有感地震が多発したり地割れなどの現象が現れやすく、1910年の噴火でも事前避難で減災に成功している。観光地として火口近傍の土地利用が進んでいるうえ、本道の主要交通網に近接しているので、防災上特に配慮が必要である。

(8) 北海道駒ヶ岳

北海道駒ヶ岳は、1640年の大噴火以降、大小十数回の活発な噴火活動を繰り返している。特に1640、1694、1856、1929年の4回の噴火は、大規模な軽石噴火で火砕流を伴った。

1640年の噴火では、山頂が崩壊し岩屑なだれとなって流下した。岩屑なだれの一部は噴火湾に流れ込み大津波を発生させたため、噴火湾の沿岸一帯で700名余りが溺死した。また川をせき止め大沼・小沼を形成した。1856年の噴火では、噴煙柱を高く上げる軽石噴火の後、火砕流が発生し、南東麓で湯治客20名以上が犠牲となった。1929年の噴火では、迅速な避難が功を奏したが、2名が犠牲となった。また、1942年の噴火では、火口原に北北西～南南東方向の1.6kmの大亀裂が形成され、小規模な火砕サージも発生した。

以後噴火はしばらくなかったが、1996年3月、54年ぶりに小噴火し、降灰によって山麓では土石流や泥流が発生した。その後も1998年10月、および2000年9～11月にかけて小噴火が発生した。

(9) 恵山

安山岩質の火山で、約8000年前に火砕流噴火があった。その後溶岩ドーム群の活動と水蒸気噴火を繰り返した。ドームの西麓には2つの爆裂火口があり、活発な噴気活動がみられる。かつて硫黄が採掘された。噴火の確かな記録はないが、1846年に小噴火により泥流が発生した他、1874年にもごく小規模な噴火があった。急峻な地形であるため噴火や強雨による泥流・土石流が発生しやすい。

また、現在も活発な噴気活動が見られており、高温かつ有毒な火山ガスに注意する必要がある。火口周辺や過去に泥流が発生した地域に、登山道、観光施設等があり、防災上の配慮が必要である。

2 その他の火山

(1) 知床硫黄山

安山岩の成層火山で、山頂部に溶岩ドームを挟み南北に二つの大火口があり、北西山腹にも噴気活動をしている山腹火口がある。1857～1858年、1876年、1889～1890年および1935～1936年に噴火活動があった。最近2回の噴火では、火山灰の他に熔融硫黄や熱湯が噴出する世界的にも珍しい噴火形態がみられた。1935～1936年の噴火では、硫黄の噴出量は一日あたり最大数千トン（総噴出量は約20万トン）に達し、カムイワッカ川や浜辺は黄色い硫黄で覆われた。この硫黄は採掘された。

(2) 羅臼岳

大部分が輝石安山岩の溶岩や火砕流からなる成層火山で、山頂部には溶岩ドームがある。有史以降の噴火の記録はないが、最近の2000年間に5回の噴火があり、最新の噴出物は1739年の樽前山の火山灰を覆っている。噴火の形態としては溶岩ドーム形成と火砕流発生が特徴である。南東山麓の羅臼温泉で1964年1～3月に群発地震が発生したことがある。有感地震が180回以上、最大地震はM=4.6、震度4を記録した。

(3) 天頂山

北海道東部の知床半島中央部に位置する。山体は比高300m、東西約4km、南北約2.5kmの安山岩質の溶岩からなり、溶岩じわなどの新鮮な地形が保持されている。

山頂部には北東～南西方向に配列する延長1800mの火口列がある。この火口列は直径205m以下の爆裂火口が15個以上重複したもので、火口地形がよく保存されている。

天頂山の最新の噴火は、約1900年前の水蒸気噴火である。その噴火の最末期にはマグマ水蒸気噴火あるいは小規模なマグマ噴火も起きたと考えられる。これらの一連の噴火の結果、上記の北東～南西方向に配列する数多くの爆裂火口が形成されたと考えられる。現在は、噴気活動は認められない。記録に残る火山活動はない。

(4) 摩周

約7000年前の大規模軽石噴火で成層火山である古摩周岳の山頂に摩周カルデラが形成された。その後約3500年～1500年前の噴火で摩周湖の中央にデイサイトの溶岩ドームであるカムイシュ島と摩周カルデラ東壁に小規模な成層火山であるカムイヌプリ（摩周岳）が形成された。カムイヌプリの山頂部には直径1.5kmの火口がある。噴火の記録はないが、噴出物の調査によると約1000年前まで噴火を繰り返していたと推測されている。

(5) 雄阿寒岳

北海道釧路市の北部に位置する火山で、雌阿寒岳、フップシ岳、フレベツ岳と共に阿寒カルデラの後カルデラ火山のひとつである。西山麓のカルデラ床には阿寒湖がある。

雄阿寒岳は、約5000年前、二ツ岳付近の火口より、スコリア、軽石及び安山岩質類質岩片からなる雄阿寒岳降下火砕物（Oafa）を山体南東部に噴出した後、山体南部に溶岩流が流下した。約5000～2500年前、山頂付近でストロンボリ式噴火、火砕丘を形成し、溶岩流が山体北部及び東部の広い範囲に流下した。その後、約2500年～1000年前まで、山頂火口群で水蒸気噴火が発生した。北山腹の北火口には弱い噴気活動の記録があるほか、釧路地方気象台が1991年に実施した現地観測では、10箇所以上で弱い噴気が認められた。最近では、札幌管区気象台が2009年に実施した上空からの観測でも地熱域が確認されている。記録に残る火山活動はない。

(6) 丸山

東大雪山系に位置し、中生層の基盤上に形成された直径約2.5km、比高約600mの輝石安山岩質の小型火山である。山頂部には3～4個の溶岩ドームがあり、北西－南東方向に伸びる爆裂火口列が開いている。最新の噴火は1898年のもので、直径約300mの最大の第1火口壁上に約2mの噴出物が残っている。1898年の噴火は、河川汚濁や死魚流下等として記述されている。1989年1月以来、丸山周辺で群発地震活動が断続的にみられる。

(7) 恵庭岳

支笏カルデラの北西壁に形成された火山で、カルデラ南東壁に形成された風不死岳より若く樽前山より古い。3火山は支笏カルデラを中央に横切る直線上に配列している。1.5万年前の大規模な軽石噴火の後、輝石安山岩質の溶岩流を噴出し、北西麓に堰止湖であるオコタンベ湖が形成された。山頂部には東に開口した爆裂火口があり噴気活動がみられる。また岩屑なだれ(あるいは岩屑なだれや土石流)が支笏湖へ流下した地形が残っている。噴火の記録はないが、噴出物の調査から最新の噴火は、200～300年前と新しいことが分かっている。

(8) ニセコ

東西25km、南北15kmに分布するニセコ火山群(雷電山、ワイスホルン、目国内岳、白樺山、シャクナゲ岳、ニセコアンヌプリ、チセヌプリ、ニトヌプリ、イワオヌプリ)の活動は、約200万年前に始まり、安山岩質の溶岩流や溶岩ドームを主体とするが、山麓には火砕流堆積物や岩屑なだれ堆積物が認められる。最新の火山活動が起こっているイワオヌプリは、複数の溶岩流、溶岩ドーム、火砕流堆積物と降下火砕堆積物及び爆裂火口からなり、降下火砕堆積物直下の土壌年代から約7千年前に噴火活動があったと考えられる。

(9) 羊蹄山

標高1,898mの円錐形の成層火山で、山頂には直径700mの火口、山体斜面には北山火口をはじめとする側火口、山麓には富士見火砕丘をはじめとする火砕丘が分布する。

羊蹄山の活動は約5～6万年前に始まり、軽石や火山灰、溶岩流を繰り返し噴出し、火砕流や山体崩壊も発生させた。最新期は側火山の活動が中心で、南火口(標高1,050m)から噴出した南火口溶岩流の下位地層の年代などから、過去1万年以降に噴火活動があったと考えられるが、現在は噴気活動は認められない。

(10) 渡島大島

直径約4kmの無人島で、東山・西山・中央火口丘からなる成層火山である。1741～1742、1759年に噴火し、1786年および1790年に噴煙がみられたが、その後噴火活動は認められない。1741年の噴火では、現在の外輪山である清部岳～西山外輪山を崩壊壁として山頂部が北方向へ崩壊した。岩屑なだれが海に流れ込み、日本海で大津波が発生したため、北海道をはじめとする日本海沿岸各地に死者1,475人以上、流出家屋791棟、船舶破損1,521隻にのぼる大きな被害をもたらした。

(11) 利尻山

稚内西方約30kmの日本海上に位置する利尻山の活動は、約20万年前に始まり約4万年前までに主要な火山体を形成させた。

最新の噴火は、南山麓で起こった玄武岩質マグマからなるマールの形成及び小規模なスコリア丘群の形成とそれに伴う溶岩流の流出である。

小規模なスコリア丘群は、土壌の厚さなどから2～8000年前以前に形成されたと推定されているが、現在は噴気活動は認められない。

(12) 茂世路岳

カルデラ内にほぼ等際に安山岩、玄武岩の茂世路岳(1,124m)、硫黄岳(1,113m)、焼山(562m)の3峰が並び、硫黄岳では硫気活動をしている。

1778年、1883年、1946年(?)、1958年、1999年に噴火の記録がある。

(13) 散布山

安山岩、玄武岩の成層火山。弱い硫気活動をしている。

1843年、1860年に噴火の記録がある。

(14) 指臼岳

安山岩、デイサイトの溶岩ドームをもつ成層火山で、硫気活動をしている。

1951年に噴火があったと見られる。(住民の話によると小爆発があった)

- (15) 小田萌山
安山岩、玄武岩の成層火山で、外輪の爆発火口底には硫気孔がある。
記録に残る火山活動はない。
- (16) 択捉焼山
輝石安山岩の成層火山で、中央火口丘に硫気孔がある。
1973年1月初旬、山頂火口で小爆発。5月16日、山頂火口で一連の強い爆発、大きな火口を形成。1989年5月3～14日、6月19日、8月上旬に爆発、噴煙の高さ2,000m。2012年8月15～26日噴火、噴煙の高さ海拔4,000～5,000m。2013年3月29日～4月上旬噴火、噴煙の高さ海拔2,000m。
- (17) 択捉阿登佐岳
安山岩、玄武岩の二重式成層火山。
1812年9月、1932年に噴火があったと見られる。
- (18) ベルタルベ山
安山岩、玄武岩の成層火山で、硫気活動をしている。
1812年に噴火があったと見られる。
- (19) ルルイ岳
北西側の麓はオホーツク海に達し、北東側と南東側には第三系の基盤が露出する。南側は、岩山と接する。現在の山体（1,486m）には、最初の氷河期にできた地形が見られる。山頂に達する3本の広く深い谷によって、火口は完全に破壊されている。さらに山麓の一部は相当量の侵食を受けている。標高が下がるにつれて狭くなる3本の谷は、明らかに次の氷河期にできたカーブによって改変を受けている。これらの谷の谷壁には、典型的な火山体の構造が露出している。山頂付近には、噴気活動によって変質した白っぽい岩石が露出するが、最近の活動は、山体西側（海拔150～350m付近にある、およそ1km²の範囲）で起きているだけである。
記録に残る火山活動はない。
- (20) 爺爺岳
安山岩、玄武岩の成層火山で、以前は噴気も出ていなかったが、1973年以来活動を始めた。山頂カルデラ底西側には、中央火口丘を噴出源とする少なくとも13枚以上の極めて新鮮な溶岩流が分布している。これらの化学組織等の分析及び年代測定値から、中央火口丘は1000年以上前から現在まで比較的短い時間間隔（10から100年のオーダー）で噴火を繰り返してきたと考えられる。
1812年、1973年、1974年、1975年、1978年、1981年に噴火の記録がある。
- (21) 羅臼山
安山岩、石英安山岩の成層火山で、中央火口丘は溶岩ドーム。強い噴気や温泉がある。
1880年に噴火、1900年にも噴火したと見られる。
- (22) 泊山
安山岩、玄武岩で、カルデラの内に溶岩ドーム、爆裂火口、温泉湖、硫気孔などがあり、噴気活動をしている。
19世紀中頃に噴火。

第3 火山周辺市町村

火山周辺市町村及び関係総合振興局又は振興局は、次のとおりである。

1 常時観測火山

火山名	総合振興局又は振興局	市町村
アトサヌプリ	オホーツク	清里町
	釧路	弟子屈町
雌阿寒岳	十勝	足寄町
	オホーツク	津別町、美幌町
	釧路	釧路市、弟子屈町、白糠町、鶴居村
大雪山	上川	上川町、東川町、美瑛町
十勝岳	上川	上富良野町、美瑛町、中富良野町、富良野市、南富良野町
	十勝	新得町
樽前山	胆振	苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町
	石狩	千歳市、恵庭市
倶多楽	胆振	登別市、白老町
有珠山	胆振	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町
北海道駒ヶ岳	渡島	森町、鹿部町、七飯町
恵山	渡島	函館市

2 その他の火山

火山名	総合振興局又は振興局	市町村
知床硫黄山	オホーツク	斜里町
羅臼岳	オホーツク	斜里町
	根室	羅臼町
天頂山	オホーツク	斜里町
	根室	羅臼町
摩周	オホーツク	清里町
	釧路	弟子屈町、標茶町
	根室	中標津町
雄阿寒岳	釧路	釧路市
丸山	十勝	新得町、上士幌町、鹿追町
恵庭岳	石狩	千歳市、恵庭市
ニセコ	後志	倶知安町、ニセコ町、蘭越町、共和町
羊蹄山	後志	倶知安町、京極町、喜茂別町、真狩村、ニセコ町
渡島大島	渡島	松前町
利尻山	宗谷	利尻町、利尻富士町
北方領土の火山	根室	

(注) 北方領土の火山とは、茂世路岳、散布山、指臼岳、小田萌山、択捉焼山、択捉阿登佐岳、ベルタルベ山、ルルイ岳、爺爺岳、羅臼山、泊山をいう。

第3節 災害予防対策

道、周辺市町村及び防災関係機関は、火山災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

第1 観測及び調査研究

1 火山観測体制

札幌管区気象台は、常時観測火山について、震動、地殻変動観測、遠望観測を実施するほか、定期及び臨時に火山機動観測班による観測を実施する。

(1) 担当官署及び観測機器

常時観測火山の観測体制

火山名	担当官署名	観測機器
アトサヌプリ	札幌管区気象台 (地域火山監視 ・警報センター)	地震計、監視カメラ、GNSS、空振計、傾斜計
雌阿寒岳		
十勝岳		
樽前山		
倶多楽		
有珠山		
北海道駒ヶ岳		
恵山		
大雪山		地震計、監視カメラ、空振計、傾斜計

2 調査研究

北海道は、火山災害の予防対策及び応急対策に資するため、昭和45年以来火山活動の現況（地質地殻変動、地温、重力、地磁気の観測）、過去の火山噴火における火砕流等の発生状況（噴火の規模、形態）、火山噴火の想定及び地質構造について調査研究を進めているが、今後とも調査研究の推進に努めるものとする。

第2 災害発生範囲の把握

道及び周辺市町村は、過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される範囲を把握するとともに、火山災害に関するハザードマップや火山防災マップ等を作成し、住民等への情報提供を効果的に行うこととする。

第3 警戒体制の強化

道、周辺市町村及び防災関係機関は、火山についての噴火現象を想定し、監視カメラ、雨量計、土砂移動検知センサー等の警戒避難対策に必要な機器の整備を図るとともに、これら測定結果等を相互に提供し、警戒体制の強化・充実を図るものとする。

第4 警戒避難体制の整備

周辺市町村は、避難場所及び避難路を予め指定し、日頃から住民等への周知に努めるとともに、発災時の避難誘導に関する計画を整備するものとする。

周辺市町村のうち、活動火山対策特別措置法により火山災害警戒地域として指定された市町村にあっては、同法に基づき、市町村地域防災計画に、市町村内における情報収集・伝達方法、予警報の発令・伝達ルート、住民や登山者等が避難行動をとるための避難指示等の他、避難場所、避難経路、避難手段等について具体的に定めるとともに、避難訓練の時期・内容や噴火が発生した際の救助部隊の具体的な活動内容、避難促進施設の名称及び所在地を定めるものとする。

なお、第4節第2の3の噴火警戒レベルが運用されている火山の周辺市町村にあっては、噴火警戒レベルに即した防災対応を市町村地域防災計画に定めるものとする。

また、火山災害は、避難生活の長期化が予想されることから、避難場所については、火山災害及び二次災害のおそれのない場所を選定し、避難生活環境を良好に保つため、施設の整備に努めるとともに、火山災害の影響範囲が大きい市町村においては、近隣市町村と避難者の受入に係る協定を締結するなどにより、避難施設の確保を図ることが望ましい。

第5 二次災害の予防対策

道、周辺市町村及び防災関係機関は、豪雨等に伴う土砂災害等の二次災害を予防するため、治山治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進するものとする。

第6 通信施設の整備

道及び周辺市町村及び防災関係機関は、円滑な災害情報の伝達及び収集ができるよう代替性を考慮し、多様な通信施設の整備強化を図るものとする。

第7 防災知識の普及啓発

道、周辺市町村、及び防災関係機関は、それぞれの火山の特性を考慮して、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成・配布し、研修を実施するほか、平常時から広報誌、マスメディア、学校教育等のあらゆる手段や機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な防災知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、有毒ガスの噴出地帯など危険箇所については、掲示板を設置するなど住民・登山者等への周知を図るものとする。

また、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届や登山計画書等の提出に関する普及啓発を図るものとする。

登山者や観光客等は、活火山への登山の危険性を十分に理解し、噴火のおそれに関する火山防災情報の収集や登山届の積極的な提出、登山中における連絡手段の確保、ヘルメットや携帯端末の予備電池等の必要に応じた装備品の携行など、自らの安全を確保するための手段を講じるよう努めるものとする。

札幌管区气象台及び地方气象台は、関係機関と連携し、火山に関する知識や火山噴火の特性、噴火警報等の解説、噴火警報発表時にとるべき行動など、火山防災に関する知識の普及啓発を図るものとする。

第8 実践的な防災訓練の実施と事後評価

道及び周辺市町村は、防災関係機関、住民等と相互に連携して実践的な防災訓練を実施するものとする。

また、訓練についての事後評価を行い、課題等を明らかにし、速やかに防災体制の改善など必要な措置を講ずるものとする。

第9 火山防災対策の検討体制**1 道防災会議地震火山対策部会火山専門委員会**

道防災会議は、地震火山対策部会に専門委員で構成する火山専門委員会を設置し、道内の火山災害に特有な専門的事項を調査するとともに、道、市町村等が行う火山防災対策に関し、専門的知見に基づく必要な助言等を行うものとする。

なお、火山専門委員会の所掌事項は次のとおりである。

- (1) 火山防災対策に関する調査
- (2) 火山防災計画に関する事項
- (3) 火山災害の予防及び応急対策に関する事項
- (4) 火山防災協議会活動への参画
- (5) 火山防災協議会等連絡会への参画
- (6) その他火山専門委員会が必要と認める事項

2 火山防災協議会

道及び市町村は、活動火山対策特別措置法に基づき、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、国、公共機関、火山専門家等で構成する火山防災協議会を設置する。

また、必要に応じて、防災対策の効果的・効率的かつ具体的な検討を進めることができるよう、火山防災協議会に道、市町村、气象台、砂防部局、火山専門家等による検討体制（部会やコアグループなど）を整備するものとする。

火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制を検討する観点から、「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、「噴火警戒

レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議するものとする。

火山防災協議会の設置状況

協議会名	設置年月日	構成市町村(*)
北海道駒ヶ岳火山防災協議会	平成28年3月22日	森町、鹿部町、七飯町
有珠山火山防災協議会	平成28年3月28日	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町
十勝岳火山防災協議会	平成28年3月31日	上富良野町、美瑛町、中富良野町、富良野市、南富良野町、新得町
樽前山火山防災協議会	平成28年3月29日	苫小牧市、千歳市、恵庭市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町
雌阿寒岳火山防災協議会	平成28年3月25日	美幌町、津別町、足寄町、弟子屈町、釧路市、鶴居村、白糠町
大雪山火山防災協議会	平成28年3月31日	東川町、上川町、美瑛町
倶多楽火山防災協議会	平成28年3月30日	登別市、白老町
アトサヌプリ火山防災協議会	平成28年2月9日	弟子屈町、清里町
恵山火山防災協議会	平成28年3月17日	函館市

*：構成市町村のみ記載し、国、道その他の構成機関の記載は省略する。

3 火山防災協議会等連絡会

道は、各火山防災協議会の取組や課題を共有するとともに、新たな課題等に対処するため、各火山防災協議会の構成市町村、火山専門委員会等からなる「火山防災協議会等連絡会」を設置するものとする。

第4節 災害応急対策計画

第1 防災組織

1 市町村

市町村長は、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2 北海道

知事は、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合、必要に応じて第3章第1節「組織計画」の定めるところにより、応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

3 防災関係機関

関係機関の長は、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

第2 火山現象に関する警報、予報、情報等

火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法第13条の規定により発表される火山現象警報（噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺））、火山現象予報及び火山現象注意報（噴火予報、降灰予報、火山ガス予報等）である。

また、火山現象に関する情報は、同法第11条の規定により発表される噴火速報、火山の状況に関する解説情報である。

なお、火山現象警報は気象業務法第15条1項の規定により知事に通知され、知事は同法第15条2項及び基本法第55条の規定により市町村長に通知する。

1 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

札幌管区气象台が噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

2 噴火予報

札幌管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

3 噴火警戒レベル

札幌管区気象台が火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」の指標を5段階に区分し、噴火警報・噴火予報に付して発表する。噴火警戒レベルに応じ「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を火山防災協議会で協議し、道及び各該当市町村の「地域防災計画」に定めた火山において噴火警戒レベルが運用される。

現在、北海道で噴火警戒レベルを運用している火山は下表のとおりである。

北海道における噴火警戒レベル運用状況

火山名	噴火警戒レベル運用開始年月日
樽前山	平成19年12月 1日
北海道駒ヶ岳	平成19年12月 1日
有珠山	平成20年 6月 9日
十勝岳	平成20年12月16日
雌阿寒岳	平成20年12月16日
倶多楽	平成27年10月 1日
恵山	平成28年 3月23日
アトサヌプリ	平成28年 3月23日
大雪山	平成31年 3月18日

噴火警報・噴火予報の種類と火山活動の状況及び噴火警戒レベル・キーワード

噴火警戒レベルが運用されている火山（雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、北海道駒ヶ岳、倶多楽、恵山、アトサヌプリ、大雪山）

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル (キーワード)
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある場合	レベル5 (避難)
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）場合	レベル4 (高齢者等避難)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	レベル1 (活火山であることに留意)

噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	キーワード
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれよ り火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が 発生、あるいは発生すると予想される 場合	居住地域 嚴重警戒
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近 くまでの広い範囲の 火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼ す(この範囲に入った場合には生命に 危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発 生すると予想される場合	入山危険
		火口から少し離れた 所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に いった場合には生命に危険が及ぶ)噴 火が発生、あるいは発生すると予想さ れる場合	火口周辺 危険
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火 山灰の噴出等が見られる。(この範囲 に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	活火山である ことに留意

4 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※)
- ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

5 火山の状況に関する解説情報(臨時)

現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。

6 火山の状況に関する解説情報

現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

7 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(1) 降灰予報(定時)

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表する。
- ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

(2) 降灰予報(速報)

- ・噴火が発生した火山(※1)に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。

- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。
(※1) :

降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

(3)降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。

- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

(※2) :

降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm以上
やや多量	0.1mm以上1mm未満
少量	0.1mm未満

降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響	
	厚さ キヤード	イメージ 路面 視界	人	道路		
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が始まる	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある

やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある (およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業開始)	稲等の農作物が収穫できなくなったり(※1)、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったとき	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し	航空機の運航不可(※1)

				は痛みを伴う	視界不良の原因となるおそれもある
--	--	--	--	--------	------------------

(※1) 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による設定

8 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

9 火山現象に関するその他の情報等

(1) 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

(2) 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

(3) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

10 噴火警報等の発表官署

北海道における全ての火山現象警報、火山現象予報・火山現象注意報(降灰予報を除く。)及び火山現象に関する情報等の発表は、札幌管区气象台が行う。

※降灰予報の発表は、気象庁が行う。

11 異常現象発見者の通報義務及び通報先

(1) 周辺市町村は、火山の異常現象を発見した者の通報義務及び通報先に関する事項を定め、住民に周知徹底するものとする。

(2) 周辺市町村は、異常現象を了知し、气象台等関係機関に通報する場合における通報先、通報すべき内容及び通報手段等に関する事項を定めるものとする。

12 噴火警報等の伝達

(1) 噴火警報等の伝達は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。

(2) 噴火警報等の受理及び伝達並びに知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。

ア 通報及び伝達の内容

(ア) 札幌管区气象台

火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるとき、火山現象に関する警報、予報、情報等を知事に通報する。

(イ) 北海道

札幌管区气象台から通報を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

(ウ) 市町村

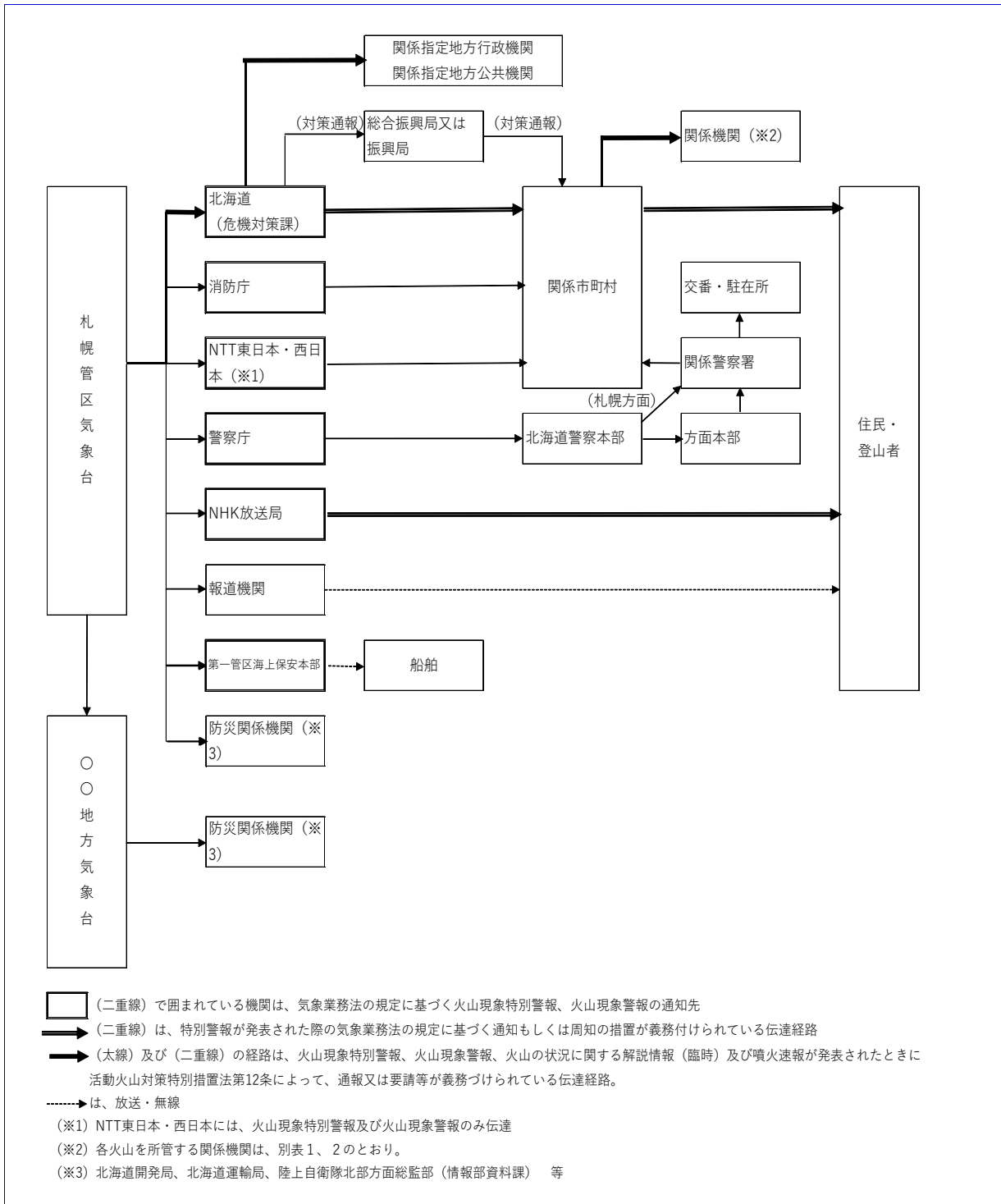
知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。

この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をするものとする。

イ 通報及び伝達の系統

札幌管区气象台から知事に通報された後の噴火警報等の伝達及び対策通報並びに要請は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。

噴火警報等伝達系統図



別表 1

噴火警報等関係機関一覧表(常時観測火山)

火山名	発表担当官署	担当官署	警察機関	総合振興局等	市町村
アトサヌプリ	札幌管区 気象台	釧路地方気象台	釧路方面本部	釧路	弟子屈町
		網走地方気象台	北見方面本部	ホッソク	大空町、清里町、小清水町
雌阿寒岳		釧路地方気象台	釧路方面本部	釧路	釧路市、弟子屈町、白糠町、 鶴居村
		網走地方気象台	北見方面本部	十勝	足寄町
		網走地方気象台	北見方面本部	ホッソク	美幌町、津別町
大雪山		旭川地方気象台	旭川方面本部	上川	上川町、愛別町、当麻町、 東川町、美瑛町、旭川市
十勝岳		旭川地方気象台	旭川方面本部	上川	上富良野町、中富良野町、 美瑛町、東川町、上川町、 富良野市、南富良野町
		釧路地方気象台	釧路方面本部	十勝	新得町
樽前山		室蘭地方気象台	北海道警察本部	胆振	苫小牧市、白老町、安平町、 厚真町、むかわ町
		札幌管区気象台	北海道警察本部	石狩	千歳市、恵庭市
倶多楽		室蘭地方気象台	北海道警察本部	胆振	登別市、白老町
有珠山		室蘭地方気象台	北海道警察本部	胆振	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、 豊浦町
北海道 駒ヶ岳		函館地方気象台	函館方面本部	渡島	函館市、森町、七飯町、 鹿部町
		室蘭地方気象台	北海道警察本部	胆振	室蘭市、伊達市、洞爺湖町
恵山	函館地方気象台	函館方面本部	渡島	函館市	

別表 2

噴火警報等関係機関一覧表(その他の火山)

火山名	発表担当官署	担当官署	警察機関	総合振興局等	市町村
知床硫黄山	札幌管区 気象台	網走地方気象台	北見方面本部	ホッソク	斜里町
羅臼岳		網走地方気象台	北見方面本部	ホッソク	斜里町
		釧路地方気象台	釧路方面本部	根室	羅臼町
天頂山		網走地方気象台	北見方面本部	ホッソク	斜里町
		釧路地方気象台	釧路方面本部	根室	羅臼町
雄阿寒岳		釧路地方気象台	釧路方面本部	釧路	釧路市
摩周		釧路地方気象台	釧路方面本部	釧路	弟子屈町、標茶町
		網走地方気象台	北見方面本部	根室	中標津町
		網走地方気象台	北見方面本部	ホッソク	清里町
丸山		釧路地方気象台	釧路方面本部	十勝	上土幌町、新得町、鹿追町
恵庭岳		札幌管区気象台	北海道警察本部	石狩	恵庭市、千歳市
渡島大島		函館地方気象台	函館方面本部	渡島	松前町
羊蹄山		札幌管区気象台	北海道警察本部	後志	倶知安町、京極町、 喜茂別町、真狩村、 ニセコ町
ニセコ		札幌管区気象台	北海道警察本部	後志	倶知安町、ニセコ町、 蘭越町、共和町
利尻山	稚内地方気象台	旭川方面本部	宗谷	利尻町、利尻富士町	
北方領土の 火山	釧路地方気象台	釧路方面本部	根室		

(注) 北方領土の火山とは茂世路岳、散布山、指臼岳、小田萌山、択捉焼山、択捉阿登佐岳、ベルタルベ山、ルルイ岳、爺爺岳、羅臼山、泊山をいう。

第3 災害情報通信

災害時の情報伝達は、地域の災害状況に対応し、各種伝達手段・系統を最大限かつ有効に用いて行うこととし、第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」及び第2節「災害通信計画」に定めるところによる。なお、道、市町村及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、無人航空機、衛星通信車、通信施設等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

第4 災害広報

災害応急対策に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び地域住民に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・伝達計画」の定めるところによる。

第5 応急措置

道、市町村及び防災関係機関は、災害の拡大を防止するため、第5章第5節「応急措置実施計画」の定めるところにより応急措置を実施するものとする。

第6 避難措置

市町村等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

第7 警戒区域の設定

道、市町村及び防災関係機関は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところ及び気象庁（札幌管区気象台）が発表する噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に応じた警戒区域の設定等を図り、住民への周知に努めるものとする。

なお、警報の対象範囲、噴火警戒レベルの設定に当たっては予め関係機関等と協議するものとする。

また、火山噴火に起因する土石流災害の急迫している場合において北海道開発局が行う緊急調査（土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査）及び緊急調査の結果通知される土砂災害緊急情報により、関係市町村は警戒避難体制を図るとともに住民への周知に努めるものとする。

第8 救助救出及び医療救護活動等

道、市町村及び防災関係機関は、第5章第9節「救助救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、市町村及び防災関係機関は、第5章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

第9 道路、船舶及び航空交通の規制等

北海道警察並びに防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制等を実施するものとする。

第10 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、災害の規模や収集した災害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣要請をするものとする。

第11 広域応援

道、市町村及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独で十分な災害対応対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国への応援を要請するものとする。

第5節 災害復旧

火山災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、道及び市町村は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第10章「災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。